

大阪市港湾局と台湾港務股份有限公司の パートナーシップ港に関する覚書

大阪市港湾局と台湾港務股份有限公司（以下「両者」という。）は、互惠関係に基づき、両者の管理する港湾（以下「両港湾」という。）の交流を推進させ、また、両者の相互理解と長期的な提携関係の強化を図るため、次のとおり、パートナーシップ港として提携することをここに確認する。

（提携の目的）

第1条 本覚書は、両港湾の振興及び持続的な発展を共同で促進することを目的とし、両者は、本覚書に基づき、相互協力を進め、相互利益の実現に努めることとする。

（提携事項）

第2条 本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両者は、次のとおり、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

- (1) 両者は、両港湾間におけるクルーズ船等の航路の展開を積極的に推進し、両港湾の利用の促進に共同で努める。
- (2) 両者は、両港湾のウォーターフロント開発に関する情報の交換を強化し、関連産業の動向等の情報を共有できるよう積極的に取り組む。
- (3) 両者は、人員の交流と相互訪問の強化に努め、両港湾における人材の育成に努める。
- (4) 両者は、両港湾の発展やビジネスチャンスの創出をもたらす企業、その他の団体の交流の促進のためのサポートに努める。
- (5) その他の事項は、社会状況の変化と実際の必要性に応じて、両者の協議を経て定める。

（提携事項に関する会議）

第3条 両者は、本覚書の定める提携事項について、必要に応じて会議を開催し、協議することができる。

(連絡窓口の設置)

第4条 両者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに、連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を書面で相手側に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には、遅滞なく通知するものとする。

(その他)

第5条 本覚書に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

本覚書は、両者が署名した日から効力を生ずるが、いずれか一方の当事者が本覚書による提携事項の終了を求める場合は、書面で相手側へ通知するものとし、本覚書は、相手側がその通知を受領してから、6か月後に失効する。なお、既に定めた提携事項の継続については、本覚書の失効までに両者が改めて協議するものとする。

本覚書は日本語と中国語によりそれぞれ2通作成し、両者が各1通ずつ保有し、いずれも同等の効力を有するものとする。

2019年3月19日
台湾・高雄市において

大阪市港湾局
港湾局長
藪内弘

台湾港務股份有限公司
總經理
郭添貴